

令和5年2月20日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長

生活安全部長

少年サポートセンター運用要領の改正について（通達）

この度「少年サポートセンター運用要領」（令和4年7月1日付け少発第269号（以下「旧通達」という。）別添）について、所要の見直しを行い、別添のとおり改正し、令和5年3月13日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

## 少年サポートセンター運用要領

### 1 目的

この要領は、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号）第5条第2項の規定に基づき、少年サポートセンターの運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 組織等

#### (1) 組織

ア 少年課に少年サポートセンターを置く。

イ 少年サポートセンターの内部組織は、三重県警察の組織に関する訓令（平成5年三重県警察本部訓令第2号）に定めるところによる。

ウ 少年サポートセンターの勤務員は、少年課に所属する少年育成支援官又は警察官をもって充てる。

#### (2) 方面少年サポートセンター

ア 少年サポートセンターの活動拠点として、少年課並びに四日市南、伊勢及び名張警察署内に、それぞれ方面少年サポートセンターを置く。

イ 方面少年サポートセンターの名称、活動拠点及び活動区域は、次のとおりとする。

なお、活動区域は、警察署の管轄区域で示す。

名 称	活動拠点	活動区域
北勢少年サポートセンター	四日市南警察署	桑名、いなべ、四日市北、四日市南及び四日市西警察署の管轄区域
中勢少年サポートセンター	少年課	亀山、鈴鹿、津及び津南警察署の管轄区域
南勢少年サポートセンター	伊勢警察署	松阪、大台、伊勢、鳥羽、尾鷲、熊野及び紀宝警察署の管轄区域
伊賀少年サポートセンター	名張警察署	伊賀及び名張警察署の管轄区域

ウ 方面少年サポートセンター係（以下「方面センター係」という。）には、少年育成支援官及び警察官を配置する。

エ 方面センター係の勤務公署は、活動拠点とする。ただし、南勢少年サポートセンターについては、その活動拠点から遠隔地にある尾鷲、熊野及び紀宝警察

署の管轄区域における活動を円滑に実施するため、一部の少年育成支援官の勤務公署を、尾鷲及び熊野警察署とする。

### 3 業務

少年サポートセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 継続補導に関すること。
- (3) 被害少年に対する継続的支援に関すること。
- (4) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応に関すること。
- (5) 少年の非行防止及び犯罪被害防止のための広報啓発に関すること。
- (6) その他少年の非行防止及び健全育成を図る上で必要と認められる活動に関すること。

### 4 幹部の職務

- (1) 少年サポートセンター長

少年サポートセンター長（以下「センター長」という。）は、少年サポートセンターの事務を総括し、部下職員を指揮監督するものとする。

- (2) 少年サポートセンター副センター長

少年サポートセンター副センター長は、センター長の命を受け、少年サポートセンターの分掌事務を処理し、部下職員を指揮監督するものとする。

- (3) 少年サポートセンター担当課長補佐

少年サポートセンター担当課長補佐は、センター長を補佐し、少年サポートセンターの担当事務を処理し、部下職員を指揮監督するとともに、方面少年サポートセンター相互の連絡調整を図るものとする。

### 5 職員の派遣

- (1) 派遣依頼

方面センター系の派遣を必要とする警察署の長（以下「派遣依頼署長」という。）は、別記様式の職員派遣依頼書により少年課長に依頼するものとする。ただし、急を要し、書面で依頼を行ういとまのないときは、電話その他の方法により派遣を依頼することができる。この場合、依頼後速やかに職員派遣依頼書を送付するものとする。

- (2) 派遣の決定

少年課長は、(1)の依頼に基づき、必要な調整を実施した上、派遣の可否を派遣依頼署長に通知するものとする。

### 6 事案の引継ぎ

次に掲げる各項目に該当するときは、必要な措置を講じた上、当該事案の発生地を管轄する警察署長に關係書類とともにその処理を引き継ぐものとする。

ア 犯罪少年を発見し、又は犯罪少年に関する情報を得たとき。

イ 福祉犯の被害者を見出し、又は福祉犯に係る情報を得たとき。

ウ 各種法令の違反行為を現認し、又は被疑者、被害者、参考人等關係者に関する情報を得たとき。

エ 少年に有害な環境を見出し、又はその情報を得たとき。

オ その他警察署で措置することが適当と認められるとき。

## 7 活動上の留意事項

### (1) 關係所属との連携

業務の推進に当たっては、対象とする少年の住居地を管轄する警察署、当該少年に係る事案を処理する警察署、少年の非行防止及び健全育成を図る上で必要と認められる活動を推進する警察署等の關係所属との連携を密にし、支援の実施結果について、關係所属へ通知するものとする。

### (2) 關係機関・団体等との連携

業務の推進に当たっては、学校、教育委員会、少年警察ボランティア等の關係機関・団体、地域住民等と連携するものとする。

なお、継続補導、被害少年の継続的支援等の実施に当たり、必要がある場合は、当該少年が抱える問題に応じ、教育機関、福祉機関、更生機関・団体の職員や専門家等とサポートチームを編成して対応するものとする。

## 8 書類の保管

3(2)から(6)までの業務に伴い作成した書類は、原則として、方面少年サポートセンターにおいて保管するものとする。

